

2022 年 12 月

就 職 ご 担 当 者 様

YKK AP株式会社

求 人 票 の 送 付 に つ い て

拝啓 時下、貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます
当社の社員採用につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023 年 3 月卒業予定者）の定期採用におきましても、当社発展の
基幹社員として是非とも貴学出身の優秀人材を採用させていただきたく存じます。

推薦受付期間 ： 2023 年 1 月 1 3 日（金）～5 月 31 日（水）

・後付け推薦含めた推薦受付期間は上記となりますが、YKK AP技術系の本選考応募可能期間は、5 月 8 日頃を予定していますのでご注意ください。

・正式な推薦書の発行がすぐに難しい場合については、推薦者が決定した段階で別添の「推薦に関する念書」を発行いただくことで、「推薦応募」としての取り扱いとさせていただきます。

つきましては、求人票・職種一覧等を送付いたしますので、卒業予定の皆様にご披露いただきますようお願い申し上げます。

敬具

求 人 票

社 名	Y K K A P株式会社				
資 本 金	140 億円	従 業 員 数	12,630 名 (’ 22.3)	売 上 高	3,886 億円 (22 年度実績)
創 業	1957 年 7 月	代 表 者	代表取締役社長 堀 秀充		
事 業 内 容	住宅用商品・ビル用商品等の設計、製造、施工および販売等				
主 要 事 業 所	本社／東京 Y K K80 ビル 営業／北海道（北海道札幌市）・東北（宮城県仙台市）・東京（東京都千代田区・墨田区）・ 関東信越支社（群馬県高崎市）・北陸（富山県富山市）・中部（愛知県名古屋市）・ 関西（大阪府大阪市）・中国（広島県広島市）・四国（香川県高松市）・九州（福岡県福岡市）他 工場／東北製造所（宮城県大崎市）・黒部製造所（富山県黒部市）・滑川製造所（富山県滑川市）・ 四国製造所（香川県綾歌郡）・九州製造所（熊本県八代市）・埼玉窓工場（埼玉県久喜市）他 海外グループ会社／10 ヲ国・地域				
採 用 職 種	技術系／生産技術・設備開発技術・商品開発技術・要素技術・情報システム技術・ 試験評価技術・施工技術・海外技術要員・プロダクトデザイン・商品企画・知的財産 等				
募 集 学 科	機械、電気・電子、化学、金属・材料、情報、管理経営工学、建築、デザイン、 物理系等の理系各学科				
採用予定数	約 60 名				
初 任 給	2022 年度実績				
	勤務地	東京都・大阪府 名古屋市・福岡市等	札幌市・仙台市 岡山市・広島市等	その他の地域	
	修 士 了	242,800 円	235,900 円	229,000 円	
	学 部 卒	227,900 円	221,500 円	215,000 円	
賞 与	年 2 回（7 月、12 月）、事業業績により支給				
休 日	週休 2 日制、祝日、年末年始、年間休日 123 日、年次有給休暇、慶弔休暇等				
福 利 厚 生	寮・社宅完備、社内預金、退職金、企業年金、持家融資、財形貯蓄の各制度ほか				
就 職 説 明 会	H P よりエントリー後、弊社のマイページからご確認ください				
選 考 方 法	エントリーシート・適性検査・面接複数回 ※エントリーシートについては、弊社マイページ経由のご提出となります。				
書類送付先 および 問合せ先	〒102-8787 東京都麹町郵便局留 Y K K A P株式会社 人事部 採用担当 宛 TEL： 0120-011-367				

就職ご担当者 殿

YKK AP株式会社 人事部

推薦のご依頼

拝 啓

貴学ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当社の社員採用につきましては、平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次年度(2024年3月卒業予定者)の定期採用におきまして、是非とも貴学出身者をお迎えしたく存じます。

つきましては、同封の求人票をご参照のうえ、優秀な人材をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1) 応募資格 2024年3月 大学卒業もしくは大学院修士課程修了見込みの方
- 2) 採用予定人員 約 60 名
- 3) 貴大学/学部
推薦依頼数 複数 名
※一部学科専攻へも個別で依頼させていただいておりますが、対象
学科専攻問わず、優秀な人材をご推薦いただけますと幸いです。
- 4) 応募方法 弊社マイページより、ご本人によるWEBエントリー
※履歴書、エントリーシート等WEB提出
- 5) 提出必要書類 推薦書
発行後、原則ご本人経由で下記提出先に郵送いただきます。
※学校からの郵送でも問題はございません。
※正式な推薦書の発行がすぐに難しい場合については、推薦者が決定した段階で
別添の「推薦に関する念書」を発行いただくことで、「推薦応募」としての取り扱いと
させていただきます。
- 6) 書類提出先
問い合わせ先 〒102-8787 東京都麹町郵便局留
YKK AP株式会社 人事部 採用担当 宛
フリーダイヤル 0120-011-367
- 7) 応募受付期間 2023年1月13日(金)～5月31日(水)
・正式な推薦書の発行がすぐに難しい場合については、推薦者が決定した段階で
別添の「推薦に関する念書」を発行いただくことで、「推薦応募」としての
取り扱いといたします。
- 8) その他 求人内容詳細につきましては、同封の求人票をご参照ください。

以 上

YKK AP株式会社 殿

推薦状に関する念書

後日、以下学生の推薦状を貴社宛に送付することを本書面をもって約束します。

記

【被推薦者】

学 生 氏 名	
学 部 / 研 究 科	
学 科 / 専 攻	
送 付 時 期	

以 上

令和 年 月 日

【推薦者】

学 校 名 :

学部/研究科 :

学 科 / 専 攻 :

役 職 :

推薦者氏名 :

印

(自署/捺印)

<連絡先>

TEL	
E-mail	

記入例

YKK AP株式会社 殿

推薦状に関する念書

後日、以下学生の推薦状を貴社宛に送付することを本書面をもって約束します。

記

【被推薦者】

学 生 氏 名	〇〇 〇〇
学 部 / 研 究 科	〇〇学部
学 科 / 専 攻	〇〇学科
送 付 時 期	2023 年〇月〇日 頃

以 上

令和 〇〇年 〇月 〇日

【推薦者】

学 校 名 : 〇〇大学

学部/研究科 : 〇〇学部

学 科 / 専 攻 : 〇〇学科

役 職 : 就職担当教授

推薦者氏名 : 〇〇 〇〇

(自署/捺印)

印

<連絡先>

TEL	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.jp

自己申告書

令和 4年 11月 18日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 YKK AP株式会社
事業所所在地 東京都千代田区神田和泉町1
代表者名 代表取締役社長 堀 秀充



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

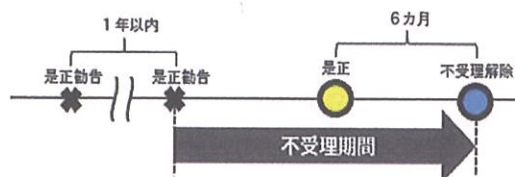
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

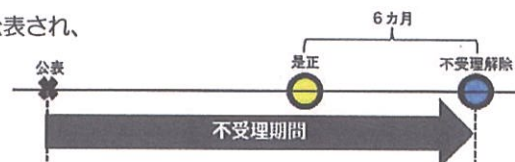
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署からは正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



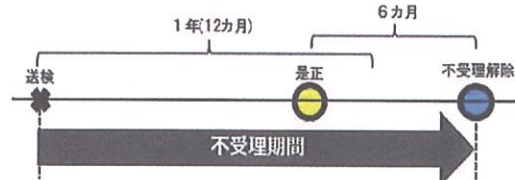
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

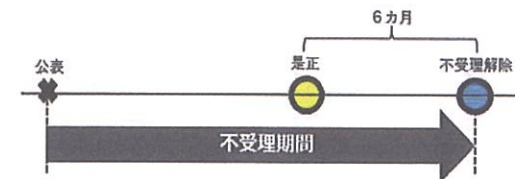
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表[※]され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定【具体的な対象条項】

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・強制労働の禁止
(労働基準法第5条)
- ・賃金関係(最低賃金、割増賃金等)
(労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項)
- ・労働時間
(労働基準法第32条)
- ・休憩、休日、有給休暇
(労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項)

2. 仕事と育児等の両立等に関する規定

仕事と育児等の両立等を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

- ・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
(男女雇用機会均等法第9条第1項、第2項及び第3項、第11条の2第1項)
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置
(男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項)
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
(育児・介護休業法第6条第1項、第10条、第12条第1項、第16条、第16条の3第1項、第16条の4、第16条の6第1項、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第25条、第52条の4第2項、第52条の5第2項)
- ・所定外労働等の制限
(育児・介護休業法第16条の8第1項、第16条の9第1項、第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第23条第1項、第2項及び第3項、第26条)
- ・妊娠婦の坑内業務の制限等
(労働基準法64条の2第1号、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)
- ・男女同一賃金の原則
(労働基準法第4条)
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
(男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項)

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働者の募集及び求人の申込み並びに労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

- ・労働条件の明示
(労働基準法第15条第1項及び第3項、職業安定法第5条の3第1項(労働者の募集を行う者に係る部分に限る。)、第2項及び第3項)
- ・年少者に関する労働基準
(労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条)

※労働基準法の規定については、労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

※男女雇用機会均等法の規定については、労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。

※育児・介護休業法の規定については、労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合も含む。

Y K K A P (株)技術系職種一覧

職種	仕事内容	先輩社員の主な学科系統
商品開発	●窓商品の開発設計 ●住宅用建材商品（サッシ、エクステリア等）の開発設計 ●ビル用建材商品（カーテンウォール等）の開発設計 ●建材機能部品の開発設計・デザイン	●機械 ●電気電子 ●情報 ●建築 ●金属・材料 ●化学 等
生産技術	●建材製造ライン設計 ●建材加工・成形技術の開発 ●アルミ・樹脂素材押出用・加工用プレス・部品用射出金型の設計	●機械 ●電気電子 ●情報 ●建築 ●金属・材料 ●化学 ●経営工学 等
設備開発	●商品製造設備の設計 ●設備システム開発 ●ロボットを活用した無人化設備の要素技術開発	●機械 ●電気電子 ●情報 ●経営工学 ●材料 等
分析・解析・性能評価	●商品（窓、ドア、エクステリア 等）の性能評価 ●試験方法、評価方法の開発及び新たな計測技術の導入	●機械 ●情報 ●建築 等
設計・施工	●ビル用建材商品（カーテンウォール等）の開発設計 ●施工管理、施工技術指導	●機械 ●建築 等
技術開発	●建材の製造・加工要素技術開発（成形・加工・接合技術） ●建材の新技術・構造開発（構造・材質最適化）、 ●建材の評価・検証要素技術開発 ●先行技術の調査・探索	●機械 ●金属・材料 ●化学
IT・デジタル技術	●情報通信、自動化生産、生産管理等 システムの開発・運用 ●顧客管理システムの開発・構築・運用 ●デジタルトランスフォーメーション実現のため、データ収集・分析等	●機械●情報●電気電子 ●経営工学 等
ロジスティクス	●戦略的ロジスティクスの企画、輸送効率化検討、関連技術開発（省人化）	●機械 ●電気電子 ●情報 ●建築 ●化学 ●材料 ●経営工学 等
知的財産	●新技術・デザインに関する特許・意匠調査・出願業務 ●出願業務（技術部門に対する各種知財支援業務（発明発掘 等）	●機械 ●材料 等
プロダクトデザイン	●建材新商品のデザイン企画・開発設計（プロダクトデザイン）	●デザイン
商品企画	●商品企画立案・新商品開発 ●既存商品強化・商品体系管理 ●業界・市場動向調査	●デザイン